二　認定医療法人が合併以外の事由により解散したとき。
三　認定医療法人が合併以外の事由により消滅したとき。
四　認定医療法人が手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき。
五　認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の八の規定に違反したとき。
六　認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（厚生労働大臣への報告）

第六十条　平成十八年改正法附則第十条の八の規定により移行計画の認定を受けようとする認定医療法人は、次の各号に掲げる期間に係る附則様式第五による実施状況報告書を、当該各号に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　平成二十八年改正法附則第十条の三第一項の認定（以下この号及び次号において「認定」という。）を受けた日から同日以後一年を経過する日までの期間　認定を受けた日から起算して一年を経過した日から同日以後一年を経過する日までの期間

二　認定を受けた日から起算して二年三月を経過する日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間　認定を受けた日から起算して二年三月を経過した日

2　前項の場合のほか、認定医療法人は、平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた旨又は新たに定めた場合の医療法人の医療に関する事項（平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた旨又は新たに定めた場合の医療法人（以下「新医療法人」という。）へ移行することとなる場合にあっては、新医療法人の医療に関する事項）を公表するとともに、厚生労働大臣に対し、その旨を報告しなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、認定医療法人は、出資者による持分の放棄その他の処分があった場合にあっては、当該処分があった日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。処分があった場合にあっては、当該処分があった日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4　前項の場合において、出資者による持分の放棄があったときは、認定医療法人は、前項各号の書類に加えて、附則様式第七による出資持分の放棄申出書も添付しなければならない。

附則様式第一から附則様式第七までを次のように定める。

附則様式第１（附則第56条第１項関係）

移行計画認定申請書

年　月　日

厚生労働大臣　殿

法人所在地
法　人　名
代表者の氏名　印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の３第１項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　法人の設立年月日　年　月　日

2　法人が開設する病院・診療所・介護老人保健施設名等

医療機関等の名称	所在地

3　現在の法人類型
（　）　イ　出資額限度法人
（　）　ロ　出資額限度法人以外の医療法人

附則様式第２（附則第56条第２項関係）

移行計画

年　月　日

法人所在地
法　人　名
代表者の氏名　印

記

1　移行しようとする法人類型
（　）　イ　社会医療法人
（　）　ロ　特定医療法人
（　）　ハ　基金拠出型医療法人
（　）　ニ　イからハまでに掲げる医療法人以外の医療法人

2　移行に向けた取組の内容

3　移行に向けた検討の体制

4　出資持分の放棄又は払戻の見込み

出資者数　：　人
持分放棄の見込み：　人（全部放棄：　人、一部放棄：　人）
持分払戻の見込み：　人（全部払戻：　人、一部払戻：　人）
持分払戻見込み額：　円

基金拠出型医療法人へ移行する場合
基金拠出予定者数：　人
基金拠出予定総額：　円

※１）　持分の一部を放棄し、一部を払戻する出資者については、「持分放棄の見込み」及び「持分払戻の見込み」の「一部払戻」の欄に、それぞれ記載すること。

5　移行の期限

年　月　日まで